

議案第231号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、国民健康保険法等の一部改正に伴い、出産した被保険者等に係る保険料の減額に関する措置について必要な事項を定める等の必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「及び第18条の4」を「、第18条の4及び第18条の5」に、「、その減額する額及び第21条」を「その減額する額を、第21条」に、「、その減免する」を「その減免する」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第12条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項」を「附則第35条の2の6第11項又は附則第35条の3第13項」に改める。

第14条の5の2中「及び第18条の4」を「、第18条の4及び第18条の5」に、「、その減額する額及び第21条」を「その減額する額を、第21条」に、「、その減免する」を「その減免する」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の6中「第18条の2」の次に「及び第18条の5」を加え、「、その減額する額及び第21条」を「その減額する額を、第21条」に、「、その減免する」を「その減免する」に改め、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第17条第1項中「発生し、1世帯」を「発生した場合、1世帯」に、「減少し、又は1世帯」を「減少した場合、1世帯」に、「となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくな

つた、若しくは」を「となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は」に、「に定める額若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める」を「（同条第5項又は第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額若しくは第18条の5第1項各号若しくは第2項各号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる」に、「発生し、若しくは被保険者数」を「発生した日、被保険者数」に、「前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは」を「前日）、被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは」に、「若しくは特例対象被保険者等」を「又は特例対象被保険者等」に改め、同条第2項中「若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める」を「、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号に掲げる額若しくは第18条の5第1項各号若しくは第2項各号に掲げる」に改め、「とする。」を削り、「月割」を「、月割」に改める。

第18条の2第1項第1号中「とし、山林所得金額並びに」を「とし、山林所得金額及び」に、「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項」を「附則第35条の2の6第11項又は附則第35条の3第13項」に改める。

第18条の4の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る保険料の減額）

第18条の5 当該年度において、保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号のいずれかに該当する場合には、出産の日。第21条の4第2項第1号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、

- 3月前) から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2第1項から第3項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に産前産後期間がある場合における当該世帯の保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- ア 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額
- イ アに掲げる額に第18条の2第1項各号に該当する当該出産被保険者が属する世帯に係る保険料の納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額
- 3 第1項第1号及び第2号並びに前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者(介護納付

金賦課被保険者であるものに限る。)をいう。この項及び次項において」と、同項及び第2項中「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第6項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

第4章中第21条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第21条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、市長が別に定めるところにより、届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について同項の届出書に記載すべき事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例(以下「改正後の条例」という。)第18条の5の規定は、この条例の施行の日以後の出産被保険者(改正後の条例第18条の5第1項に規定する出産被保険者をいう。)の産前産後期間(同項第1号に規定する産前産後期間をいう。)に係る保険料について適用する。